

お知らせ 日本CSR普及協会 2012年度 第2回研修セミナーのご案内

高額化する独占禁止法違反に対する課徴金リスクへの対応

～公取委の調査実務、課徴金の算定方法を踏まえた企業防衛の対策とは～

日本CSR普及協会(会長 平山正剛)は、企業の社会的責任(CSR)の観点から、社会と企業の持続可能性を保障し、企業が健全な経営基盤を自主的に確立する取り組みを普及・啓発することを目的に、弁護士が中心となって2008年10月に設立されました。

近年、公正取引委員会は、カルテルや優越的地位の濫用といった独占禁止法違反行為が、社会に重大な弊害を生じさせているとして、重点的に対応する姿勢を強めており、数十億円という極めて高額な課徴金が課された事例も出てきています。

公正取引委員会が課す課徴金の金額の算定に関しては、法律等に基づき一律で非裁量的な基準よって算出される定めになっていますが、実際には、課徴金の算定方法について解釈の余地が大きな部分もあり、実務上、独占禁止法違反の未然予防や発見時の対応において、課徴金制度の内容を理解しておくことが重要です。

今回のセミナーでは、公正取引委員会の事件調査の実務、課徴金の算定方法の実務を踏まえて、企業における注意点を検討します。是非、ご参加ください。

日 時 2012年10月16日(火)午後2時～午後5時

場 所 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル 6階会議室 (次頁の地図をご参照)

内 容 1) カルテルに関する課徴金制度と実務対応

弁護士 越知 保見(理事・運営委員)

2) 優越的地位の濫用に対する課徴金制度と最近の事例

弁護士 木下 雅之

3) パネルディスカッション

【パネリスト】公正取引委員会事務局ご担当者 弁護士 佐藤 郁美

弁護士 湊谷 倫英 理事・運営委員 笹本雄司郎

【司会】 弁護士 藪内 俊輔

主 催 日本CSR普及協会

後援 日本弁護士連合会

参加費 5,000円(当日申し受けます)

会員弁護士・会員企業(2名まで)無料

準備の都合上 10月9日(火)までにファクシミリにてご回答をお願い申し上げます。

日本CSR普及協会 事務局 宛 FAX 03-3592-0330

第2回研修セミナーに出席を申し込みます。

1. ①企業関係者 ②弁護士(登録番号) ③その他 ()

2. 住 所 〒 ー (電 話) _____

(e-mail) _____ @ _____

フリガナ

3. 氏 名 _____ 所属 _____ (企業名・部署名)

4. ① 協会会員 ② 近畿支部会員 ③ 非会員

◎ 問い合わせ先 日本CSR普及協会 (電話03-3504-2551) <http://www.jcsr.jp>

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。